

社会福祉協議会では、フードバンクの食品を活用して、緊急的に必要な方などへ、食品をお渡ししています。

～食品を届けたい方へ～

《対象となる方》

- ・食や生活に困っている、町内在住の方

無料配布
です！！

《食品の受け取りにあたっての注意事項》

- ・提供する食品は全て寄贈品です。
- ・3日分の食品をセットにしてお渡しします。
- ・インスタント食品、レトルト食品、缶詰などが入っています。
- ・特定の品目の指定や、アレルギーに対応した食品の提供はできません。

《お受け取りまでの流れ》

- ・登録制です。
- ・まずは社協にお電話ください。
- ・どんなご相談でも秘密厳守します。
- ・窓口にお受け取りに来ることが難しい方は職員がご自宅にお届けします。
(郵送はできません)



お渡しする食品の一例

《お問合せ・配布窓口》
陸別社会福祉協議会
TEL 27-2760
○お問い合わせはお気軽に○

『もったいない』から 『ありがとう』へ



フードバンク事業をはじめました！

ご家庭に眠っている食品はありませんか？

社協では、フードバンクの食品を活用して、緊急的に必要な方などへ、食品をお渡ししています

「フードバンク」とは

フードバンクとは、まだ食べるのに様々な理由で処分されてしまう食品を寄付してもらい、食べ物に困っている人や施設へ提供する事業です。この活動は、食品ロスの削減と貧困問題の解決につながります。

ご寄付いただきたい食品

- 穀類（お米、乾麺、パスタなど）
- 保存食品（缶詰、瓶詰など）
- インスタント食品
- レトルト食品
- 飲料（ジュース、お茶など）

ご寄付いただく上での注意点

- 未開封の食品であること
- 賞味期限が2ヶ月以上あること
- 常温で保存可能な食品

受付できない食品

- 生鮮食品（野菜、生肉、生魚など）
- 生めん、食パン、菓子パンなど
- 家庭で作った食品など
- アルコール類



お渡しする食品の一例



《お問合せ・受付窓口》

陸別町社会福祉協議会 TEL 27-2760

- ご連絡をいただければ、職員が取りに伺います
- 食料寄付に関するお問い合わせはお気軽に